

3 認可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

(1) 認可申請書類等一覧

イ 譲渡・合併・分割

綴順	様式番号	提出書類	頁	譲渡		合併	分割	摘要
				法人	個人	法人	法人	
1	表紙	認可申請書	140	○	○	○	○	
2	第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書	141	○	○	×	×	
3	第二十二号の七	合併認可申請書	146	×	×	○	×	合併消滅法人(合併により消滅する法人のうち、建設業許可を受けている法人)が複数ある場合、第二面はそれぞれの合併消滅法人ごとに作成する
4	第二十二号の八	分割認可申請書	150	×	×	×	○	
5	別紙一	役員等の一覧表	34	○	○	○	○	個人も必要
6	別紙二	営業所一覧表	35	○	○	○	○	
7	別紙三	専任技術者一覧表	38	○	○	○	○	
8	第二号	工事経歴書	40-49	○	○	○	○	業種別に作成、実績なしでも添付。分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
9	第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	50-51	○	○	○	○	分割承継法人が新設分割により設立される法人である場合には添付不要
10	第四号	使用人数	52	○	○	○	○	
11	第六号	誓約書	53	○	○	○	○	
12	第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	54	○	○	○	○	様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	55	○	○	○	○	
14	第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	58	○	○	○	○	
15	第七号の二別紙一	常勤役員等の略歴書	62	○	○	○	○	様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	63	○	○	○	○	
17	第七号の三	健康保険等の加入状況	66	□	□	□	□	
18	第二十二号の六	健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に関する誓約書	145	☆	☆	☆	☆	様式第七号の三を申請時に提出した時は提出不要。ただし、確認資料とともに譲渡日から2週間以内に提出すること
19	第八号	専任技術者証明書(新規・変更) (注1)	68	☆	☆	☆	☆	承継と同時に専任技術者が変更となる場合必要
20		監理技術者資格者証	-	☆	☆	☆	☆	
21		卒業証明書	-	☆	☆	☆	☆	
22		資格証明書の写	-	☆	☆	☆	☆	
23	第九号	実務経歴証明書	78	☆	☆	☆	☆	
24	第十号	指導監督的実務経歴証明書	79	☆	☆	☆	☆	
25	第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	80	○	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
26	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	81	○	○	○	○	監査役及び経營業務の管理責任者は作成不要
27		登記されていないことの証明書(注3)	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの。経營業務の管理責任者分も添付必要、株主等は不要
28		身元(身分)証明書(注3)	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの。外国籍の人は不要
29	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	84	○	○	○	○	個人で支配人を置くもの及び別紙二の「従たる営業所」を記入したもの
30		登記されていないことの証明書(注3)	82	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの
31		身元(身分)証明書(注3)	83	○	○	○	○	発行後3か月以内のもの。外国籍の人は不要

32		定款	-	○	×	○	○	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
33	第十四号	株主（出資者）調書	85	○	×	○	○	法人のみ
34	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注4）	86-102	○	×	○	○	新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表 合併存続法人が合併により設立される法人の場合は添付不要
35	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	86,103-106	×	○	×	×	新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
36		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	■	☆	■	■	発行後3か月以内のもの
37	第二十号	営業の沿革	107	○	○	■	■	
38	第二十号 の二	所属建設業者団体	108	○	○	■	■	該当なしの場合も添付
38		納税証明書（原本）	-	○	×	○	○	・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付 ・合併存続法人が合併により設立される法人である場合には添付不要 ・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額		×	○	×	×	
40	第二十号 の三	主要取引金融機関名	109	○	○	○	○	
41		譲渡及び譲受けに関する契約書（写）	-	○	○			
42		事業承継（譲渡・合併・分割）に関する法人の意思の決定を証する書類（写） （株式会社の場合） 事業承継を承認した株主総会の議事録 （持株会社の場合） 事業承継に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書	-	○	×	○	○	（注5）
43		合併契約書（写）及び合併比率説明書	-			○		株主総会の承認をうけたもの（会社法により株主総会の承認が不要な場合を除く）
44		合併の方法及び条件が記載された書類	-			○		吸収合併・新設合併の別及び合併の条件（合併契約書又は合併計画書のとおりである場合はその旨）を記載
45		（吸収分割の場合） 分割契約書（写）及び分割比率説明書 （新設分割の場合） 分割計画書（写）及び分割比率説明書	-				○	株主総会の承認をうけたもの（会社法により株主総会の承認が不要な場合を除く）
46		分割の方法及び条件が記載された書類	-				○	吸収分割・新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載
47		委任状	-	☆	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料		常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）	-	□	□	□	□	
		営業所所在地の確認資料	33	○	○	○	○	
		財産的基礎の確認資料（注6）	21	○	○	○	○	
		適正な経営体制の確認資料	56, 64	○	○	○	○	
		実務経験の確認資料	69, 78	☆	☆	☆	☆	国家資格の場合は不要
		保険加入状況の確認資料	66	□	□	□	□	

○印→必要とする書類

☆印→場合によっては必要な書類

□印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後2週間以内に提出する書類

■印→必要とする書類だが、申請時に提出困難な場合、事業承継後30日以内に提出する書類

(注1) 営業所専任技術者について

事業の承継に伴い事業承継日前に専任技術者の変更がある場合は、あらかじめ(認可申請と同時でも可)様式第二十二号の二「変更届出書」により専任技術者の交代を届出する必要があります。P. 116を参照して変更届出書等を提出してください。

なお、事業承継日と同事に専任技術者の変更を行う場合は、変更届出書は提出せず、様式第八号「専任技術者証明書」や専任技術者の要件を証明する書類を提出していただきます。

(注2) No. 20~24について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注3) No. 27, No. 28, No. 30, No. 31「登記されていないことの証明書」及び「身元(身分)証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」(いずれも個人に限る)については、役員等の一覧表(別紙1)に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元(身分)証明書」の添付は不要です。

(注4) No. 33の附属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

(注5) 事業承継に関する法人の意思の決定を証する書類について

- ・事業譲渡：譲渡人が法人の場合、譲渡人に係るものも必要
- ・合併：以下の全ての法人に係るものが必要
合併消滅法人、合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人、合併存続法人
- ・分割：以下の全ての法人に係るものが必要
分割承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人

(注6) 確認資料「財産的基礎の確認資料」について

【一般建設業許可の場合】

- ・認可申請前に更新をしたことがない場合、下記①又は②で確認します。
 - ・認可申請前に1回以上更新をしたことがある場合、下記①、②又は③で確認します。
- ①「自己資本が500万円以上あること。」で確認
→許可申請時に提出する財務諸表又は直近の決算変更届出書に含まれる、「様式第十五号 貸借対照表」により確認。
 - ②「500万円以上の資金調達能力のあること。」で確認
→「取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資可能証明書」
※申請受理前1か月以内のものにより確認。
 - ③直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること。」で確認。
→詳細はP. 21を御覧ください。
- 【特定建設業許可の場合】
P. 21を確認してください。